

小規模保育事業A型あびっくこども園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園の運営に関する重要事項を次のとおりご説明いたします。

1. 設置者

設置者	社会福祉法人あけぼの学園
所在地	埼玉県入間郡毛呂山町長瀬 398 番地 5
電話番号	049-295-2340

2. 施設の概要

施設の種類	小規模保育事業A型
名称	あびっくこども園
所在地	東松山市大字松山 2339 番地 42
連絡先	・電話番号 0493-59-8100 ・F A X 0493-59-8154
管理者	駒宮 広美
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする満3歳未満の児童
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 3人
園舎構造	木造2階建て
保育室等	0歳児室(乳児室): 30.85 m ² 、1・2歳児室: 66.14 m ² 、 調理室、トイレ、屋外遊戯場
事業開始日	2021年4月1日

3. 事業の目的及び運営の方針

小規模保育事業A型あびっくこども園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする満3歳未満の児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する満3歳未満の児童(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園は、基準条例、その他関係法令を遵守し、事業を実施します。

4. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定地域型保育
- (2) 延長保育
- (3) 自園調理による食事の提供

5. 職員の配置状況

職 種	員 数	職務の内容
管 理 者	1	職員及び施設の運営業務全般の統括、管理を行う。
保 育 士	8	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
栄養士、調理師	1	給食及びおやつの調理業務を行う。

※条例で定められた、職員の配置基準の範囲内で、員数は前後します。

6. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。

ただし、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

7. 保育を提供する時間

下表の時間帯の範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開所時間の範囲内で、延長保育を提供いたします。（延長保育の利用に当たっては、通常の利用者負担金の他に、別途延長保育料が必要となります。）

	開所時間	保育標準時間利用時間帯	保育短時間利用時間帯
月曜から金曜日	7時00分から19時00分	7時00分から18時00分 ※開所時間において当時間帯を超えた利用は延長保育となります。	8時30分から16時30分 ※開所時間において当時間帯を超えた利用は延長保育となります。
土曜日	7時00分から19時00分	7時00分から18時00分 ※開所時間において当時間帯を超えた利用は延長保育となります。	8時30分から16時30分 ※開所時間において当時間帯を超えた利用は延長保育となります。

8. 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を、お子さまの保育を実施する月の前月末日までに（契約期間の始めの月は契約期間の始めの日までに）、当園へお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表－1に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

9. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が満3歳に達した年度の3月31日を経過したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	医療法人社団 シャローム	
医院長名又は医師名	鋤柄 稔	
所在地・電話番号	東松山市松山 1496	TEL 0493-25-2979

② 歯科

医療機関の名称	レガーレデンタルクリニック	
医院長名又は医師名	松本 一真	
所在地・電話番号	東松山市松山 2280-1	TEL 0493-25-4182

11. 健康診断

条例に基づき、定期健康診断を年2回実施します。

12. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	・窓口担当者 保育士 稲垣 香 ・責任者 理事長 三浦 富美子 ・ご利用時間 午前9時～午後5時 ・電話番号 0493-59-8100 ・F A X 0493-59-8154 窓口担当者が不在の場合は、他の職員までお申し出ください。	
	第三者委員	渡部 和子 e-mail : akebono.kazuko@gmail.com 斉藤 幸 e-mail : akebono.sati@gmail.com

13. 緊急時における対応方法

保育の提供時に、利用乳幼児に健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の保護者及び医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

14. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への連絡体制を整備しております。

防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器 ・火災報知機 ・防災処理物品（カーテン等） ・避難器具（お散歩兼用避難車）
避難・消火訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 ・消防署員立ち合いによる避難・消火・通報訓練は、年1回実施します。

15. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金

当園では、以下の保険に加入しています。

①保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	賠償責任保険・傷害保険
施設賠償	対人 1名 1事故 10億円 対物 1事故 1,000万円
生産物賠償	対人 1名 1事故・期間中 10億円 対物 1事故・期間中 1,000万円
死亡・後遺障害	230万円
入院日額	3,000円
通院日額	2,000円
	+0-157等特定感染症+地震等天災危険補償コース
②保険会社	日本スポーツ振興センター
保健の種類	災害共済給付
負傷・疾病	医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10 (高額医療費の対象となる場合は自己負担額に療養に要する費用の額の1/10を加算した額)
障害見舞金	その程度により第1級(4,000万円)から第14級(88万円)支給。
死亡見舞金	3,000万円 (運動等の行為と関係なしに発症した突然死、突然死に準ずる場合および通園中は半額(1,500万円)となる。)

16. 連携施設

当園では、以下の内容で連携施設を設定しています。

(1) 連携内容

① 保育の内容に関する支援

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援。

② 代替保育の提供

当園の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に当園に代わって提供する支援

③ 卒園後の受皿

満3歳に達した年度の3月31日を経過することにより当園における保育の提供を終了した後の継続的な受入

(2) 連携施設

施設 ①	のもと保育園	東松山市下野本 830-2	TEL 0493-25-4188
施設 ②	あっぷる幼児園	東松山市下野本 784-2	TEL 0493-22-8817

別表-1

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	備考
共済掛金	日本スポーツ振興センターの掛金	230円	※R5年度実績

2. 延長保育に係る利用者負担（延長保育料）

- ①一回単位での利用申込の場合 30分あたり500円
- ②月単位での利用申込の場合 60分あたり4,000円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。ただし、領収印の押印等によりこれに代える場合もあります。

別表-2

利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【3号認定こども（保育認定）】

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

同意書

あびっくこども園の入園のしおり 及び 重要事項説明書の内容について確認し、その内容（特定負担額や実費徴収額等の料金に関する内容も含む。）に同意します。

個人情報の使用について

下記園児及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために必要最低限の範囲において使用することに同意します。

- 卒園後の円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入園する予定の保育所等との間で情報を共有すること。
- 小学校の円滑な移行・接続が図れるよう、卒園後入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- 他の保育園等への転園する場合やその他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対して必要な情報提供を行うこと。
- 巡回支援の必要があると判断された場合には、巡回支援実施法人に個人情報を提供する可能性があること。

社会福祉法人あけぼの学園 理事長 宛て

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

：

：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：